

融資・貸付

補助金  
・出資

情報提供  
・相談

セミナー  
研修・イベント

法律・条例等  
に基づく支援

その他

## その他の支援制度

### □□□ 商品に「みやざき犬」を使いたい □□□

宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」の積極的な御活用をお待ちしております。

#### ● 対象者

県内の中小企業者等

#### ● 支援内容

キャラクターグッズの製作、商品やポスター等へのイラストの掲載について、利用申請に基づき許可を行います。

#### ● ご利用方法

みやざき犬×みやざき応援団の公式サイトから申請様式をダウンロードしていただき、必要事項等を記入して [kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp) まで申請書をメール送信してください。

申請書の受付後、10日程度で許可通知書をメール送信しています。

詳細につきましては、県観光推進課にご相談ください。

「みやざき犬×みやざき応援団の公式サイト」

<https://ouendan.kanko-miyazaki.jp/illust/>



問合せ先

宮崎県 観光推進課 ひなたプロモーション担当 TEL 0985-44-4731